

健康福祉常任委員会視察概要

1 視察期間

平成27年8月10日（月）から8月12日（水）までの3日間

2 視察先及び視察事項

- (1) 広島県呉市 「地域総合チーム医療の取り組みについて」
- (2) 大阪府豊中市 「若者支援相談窓口・若者サポートステーションについて」
- (3) 大阪府吹田市 「こども発達支援センターについて（施設見学）」
- (4) 大阪府枚方市 「産後ケア事業について」

3 視察の目的

(1) 広島県呉市

当市では、第5次総合計画後期基本計画の中で、「地域保健対策の推進」を基本方針に掲げており、地域組織や団体等の育成を図るとともに、関係機関や自治会等との連携・協働により、地域のネットワーク基盤を強化している。

呉市においては、市と医師会、薬剤師会が連携して地域総合チーム医療の推進について検討し、実際に一体的に患者を支える取り組みを行っていることから、それらの取り組みについて視察し、今後の審査等、種々参考にしたい。

(2) 大阪府豊中市

当市では、現在、「（仮称）所沢市総合福祉センター」の整備を進めており、その中に設置される予定である総合相談窓口では、高齢者、障害者、若者、子どもなどに関する相談に総合的に対応し、必要な福祉サービス利用についての情報提供や助言を行うとともに、相談者の求める最適な関係機関につなげる役割を担う予定となっており、より効果的に支援が行える体制整備が求められている。

豊中市の若者支援においては、若者支援相談窓口にて若者やその家族からの相談を受け、支援機関の紹介や必要な情報の提供などを、また、厚生労働省認定事業でもある若者サポートステーションにて、働くことや自立についての悩みを抱える若者やその家族を対象に支援を行っていることから、その取り組みや行政、他機関との連携について視察し、今後の審査等、種々参考にしたい。

(3) 大阪府吹田市

当市では、現在、「（仮称）所沢市総合福祉センター」の整備を進めており、その中で子育て支援機能、子ども発達支援機能を持つ「（仮称）所沢市子ども支援センター」を設置する予定である。

吹田市においては、それぞれの子どもに応じた福祉的、教育的及び医療的側面からの総合的な援助および保護者の支援を行う拠点として「こども発達支援センター」を整備していることから、取り組みについてお伺いするとともに、施設を見学し、施設

整備および運用について、今後の審査等、種々参考にしたい。

(4) 大阪府枚方市

当市では、乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児や母子の保健に関する様々な情報を集めた子育て支援サイト「ママフレ」を運用するなど産前産後ケアの取り組みを行っているが、さらに充実した支援が必要であると認識している。

枚方市では、国の「妊娠・出産包括支援モデル事業」を活用し、産後のショートステイとデイサービス事業という先進的な取り組みを行っていることから、これらの取り組みを視察し、今後の審査等、種々参考にしたい。

4 視察の概要

(1) 広島県呉市

平成27年8月10日（月）午後1時45分より呉市役所において、呉市議会事務局長によるあいさつ、亀山委員長のあいさつの後、山川保険年金課長による説明が行われた。その後、質疑応答が行われ、最後に矢作副委員長のあいさつをもって午後3時15分に終了となった。

【説明】

① 呉市の国民健康保険について

呉市は、平成27年度当初、人口が24万4,613人であり、そのうち国保加入者が5万1,731人である。また呉市全体の高齢化率は32.8%で、これは同規模人口の都市では第1位であり、また国保加入者の中での高齢化率は52%である。一方、介護の認定率については全国平均より低く、17.24%となっており、元気な高齢者が多い。

国民健康保険被保険者の一人当たりの医療費については、42万5,000円であり、これは国平均の1.32倍、県平均の1.12倍にあたる。また、10万人あたりの医療施設数、病床数も国や県の平均より多く、400床以上の大規模病院が3機関ある恵まれた環境である。しかし郊外の住宅地の住民からは、都市部の大病院の近くに住みたいといった声もあり、いつでも安心ができる環境というのは、お年寄りの方々にとっては非常に心強いということがいえる。そういったこともあり、市民の方々にはジェネリックによる医療費の適正化をしていくのが一番良いと伝えている。

② 特別会計の決算状況について

歳出については、全体の約267億円のうち、被保険者が一時負担金を支払った残りの金額である保険給付費が約190億円であり、大半を占めている。法定外繰入は行っておらず、基金年度末残高については、毎年積み増しを行っており、平成25年度で約20億円であるが、この年度でも2億8,000万円ほど積み増しができており、平成26年度では約22億8,000万円となっている。

一方、歳入については、保険料の割合が全体から見ると約20%、保険給付費から見ると約30%となっている。以前は県内で最も保険料が高いと言われた時期もあつ

たが、最近では平成30年に国民健康保険の運営を県に移管することを考慮し、そこで保険料が急激に変わることはないように、どこの自治体でも少しずつ上がっていることもあり、呉市よりも高いところも出てきているため、そこまで高いという認識はない。

③ 収納率の状況について

平成25年度における保険料の収納率は、現年分が93.68%、滞納繰越分が36.30%であり合わせて87.21%と、特例市の中では第1位となっている。ただし、保険税ではなく保険料であることから、滞納繰越分については有利な数値である。なお平成26年度における収納率は、現年分で94.16%である。

費用面を抑えるだけでなく、保険料をしっかりと収納し、収納率が高くなると、保険料を引き下げる効果もあるため、意識して業務にあたっているところである。

④ 呉市の計画・目標について

第4次長期総合計画の重点戦略である人づくりの中で、健康寿命の延伸、国民健康保険の健全運営を掲げ、生活習慣病予防を柱とした保険事業の推進を行っている。なお、健康寿命とは、65歳以降の平均余命から平均介護期間を差し引いたものであるが、この健康寿命が長いということが被保険者のQOLの向上のためにも良いことであり、元気で長生きができることを目指している。

⑤ レセプトのデータベース化導入の経緯

呉市では、ジェネリック医薬品の使用促進を平成20年7月から始めた。変更の申し出をしづらい人のために、平成20年の保険証切り替え時より、希望カードの配布も行っている。

促進の通知を送るためには、医療機関からの請求書であるレセプトを、パソコンで処理する必要があったため、平成17年度にレセプトのデータベース化を検討したが、コスト面から断念している。

翌年の平成18年には、国が処方箋様式を変更し、医師の署名があれば薬剤師が調剤できるようになったことにより、門前薬局と呼ばれるような病院の前にある薬局に処方箋を持っていけば、そこでジェネリック医薬品の説明を受けられ、切り替えが行えるようになった。また、医師会でもジェネリック医薬品の使い方について、薬剤師会との事前協議を始めた。

平成19年には呉市の財政が危機的状況であることが発覚し、市長による財政集中改革宣言により各部署で財政の健全化に取り組んだ。その中で、平成17年度に一度はあきらめたレセプトのデータベース化について再調査を行ったところ、以前よりかなり安く導入できることがわかり、ジェネリック医薬品の使用促進や、レセプトのデータベース化により可能となる二次点検により誤払いを防ぐといったことを合わせ、翌年度予算へ計上した。しかし平成20年2月、このことが新聞のトップに掲載されると、医師会からの反発があり、処方権などを強く主張されたが、呉市の財政状況から、国民健康保険が破綻することは医療機関にとってもマイナスであることも踏まえ、

議論を行った。その後、市民公開シンポジウムなどを経て、平成20年7月に第1回ジェネリック医薬品使用促進通知を発送した。また平成21年度からは、ジェネリック医薬品希望カードの配布を始めた。

⑥ 健康管理増進システム

ジェネリック医薬品使用促進事業は、現在健康管理増進システムの下で行われている。これはレセプトデータベースを元に、保険者と被保険者両方に負担軽減が見込まれるジェネリック医薬品の使用促進や、分析・調査の上で、重複、頻回受診者や生活習慣病を放置している方や医薬品を危険な状況で受けている方への指導、糖尿病性腎症等重症化予防を行う保険事業の推進、1人について何カ月ものレセプトを見ることができる中で、機械によるエラーチェックを含む縦覧点検によるレセプト点検の効率化などを行うものである。

この中で、糖尿病性腎症等重症化予防については、レセプトデータと特定健診データの突合を行っている。レセプトデータがある方については、重症化予防にご参加いただき、特定健診を未受診で、かつレセプトデータがない方については、特定健診を受けていただくよう、勧奨を行っている。レセプトデータがなく、特定健診で要受診となっている方については、放置者も含め、医療受診勧奨を行っている。さらに、状態の悪い方については重症化予防にもご参加いただいている。

レセプトのデータベース化については、点検の効率化や、さまざまな分析ができること、さらにジェネリック医薬品の使用促進が行えるなど高い効果が見込まれ、また二次点検により誤った支払いを防ぐこともできる。さらにデータベースを利用し、様々な保険事業を実施することができ、医療の適正化につながるという考えで進めている。

⑦ ジェネリック医薬品使用促進通知による効果

短期的な検証ができるということで行っているジェネリック医薬品の使用促進通知は、2カ月に一度、個人単位での削減効果額で上位3,000人に送付している。一度送付すると、次回、次々回は除かれるため、6カ月で9,000人に対して送付することとなる。

この結果、平成25年度実績で、約1億4,000万円の医療費減の効果が生じている。なお、削減額は通知開始の平成20年7月から平成25年度末までの累計では約6億5,000万円、平成26年度末までの累計では8億円を超えていた。また通知を送付したうち8割以上の方が実際に切り替えを行ったことがわかっている。

⑧ ジェネリック医薬品使用促進通知様式について

様式については医師会との調整の元、決定したものである。調剤料、手数料といったものを書かずに薬代だけを記載することとしており、また手数料が加わった結果、トータルで安くないといったことを避けるため、200円以上の方を対象としている。なお、院内処方については対象外としている。また、一番高いジェネリック医薬品との差額を記載することで、最低の削減額を示している。がんや精神疾患につい

ては、治療上の効果を考慮し、対象外としている。

⑨ ジェネリック医薬品使用実績について

呉市では月ごとに使用実績データをまとめている。薬の一般名とその単価に対し、ジェネリック医薬品の銘柄名と単価、それぞれが使用された回数が列挙され、トータルでの差額が記載されている。この資料を医師会、薬剤師会に提供しており、そこから医師会の会員となっている医療機関に配布されるなどして、安全性や、供給具合を参考にさせていただき、ジェネリック医薬品の使用に役立てていただいている。

呉市のジェネリック医薬品の普及率は55.17%と、特に高いわけではないが、今後の目標として80%を目指している。そのためには、現在促進の対象から除いている精神疾患、がんや、短期処方などの部分で、ジェネリックが普及していかなければ難しいと考えており、国でもそういったところでも使われるような工夫がなされることを期待しているところである。保険者としては80%が実現すれば、なるべく医療の質を落とさずに医療費の適正化ができるという意味で、非常に助かることとなると考えている。

⑩ レセプト点検の充実・効率化

レセプトをデータベース化することによって、機械によるエラーチェックがかかるため誤りが発見できる。例として、1日に2度できないはずの検査が2回データ化されているものがエラーとなるなどのチェックが行われている。

こういった点検により、現在では医療費の支払いが適正化されるなどし、8,000万円を超える効果額が生まれている。

⑪ 重複受診者リストと訪問の効果

レセプトデータベースより、重複受診者リストが作成され、それを元に訪問指導等を行っている。一例では、同じ病気で、ある月には3機関、翌月には5機関の医療機関を回った方がいたが、こうしたケースを抽出して訪問指導を行う。平成24年度では10人に対する指導を実施し、うち4人の診療費を削減した。訪問指導前後の12カ月を比較した結果、診療費削減額の合計は52万2,980円で、1人当たりの最大削減額は29万8,290円であった。ただ、これは決して病院に行かないでくださいというお願いをするものではなく、いろいろな機関の病院にかかるということで、被保険者の方々は不安を抱えているケースが多いが、そういった部分の話を聞き、様々な病院を回る代わりに行うべきことのアドバイスを行うなどしている。

⑫ 頻回受診者リストと訪問の効果

重複受診者リストと同様に、頻回受診者リストの作成、チェックも行っている。一例では、1つの疾病で、ある月には24回同じ病院にかかり、その翌月には26回同様に通院していた。病院が開いている日はほとんど行っていることになるが、こういったケースでは医師に伝えきれない不安を持っていることが多いため、国保の特別会計の中で雇用している看護師や保健師による指導を行っている。こういった取り組み

の結果、平成24年度では147人に対する指導を実施し、うち86人の診療費を削減した。訪問指導前後の12カ月を比較した結果、診療費削減額の合計は1,351万円で、1人当たりの最大削減額は63万310円であった。

⑬ 重複服薬履歴表と訪問の効果

前項と同様に、重複服薬履歴表の作成、チェックを行い、訪問指導を行っている。一例では、1つの薬を1カ月のうちに2カ所、3カ所から受け取り大量に持っていることがあり、残薬として持っているだけであれば問題ないのだが、飲んでしまうと非常に危険である。重複受診と重なる対象者も多く、やはり訪問指導を行っているが、平成24年度では34人に対する指導を実施し、うち16人の診療費を削減した。訪問指導前後の12カ月を比較した結果、調剤費削減額の合計は232万3,180円で、1人当たりの最大削減額は54万9,340円であった。

⑭ 併用禁忌・回避医薬品情報提供事業

複数の医療機関にかかっている場合、医療機関において、他の医療機関で処方されている量がわからず、治療効果の上がらない薬が処方されていることがある。患者にとっても重要な情報であるため、レセプトデータで確認できた場合は、医師会がスクリーニングを実施したのちに関係医療機関に情報提供を行い、医療機関での指導につなげている。

⑮ 生活習慣病フォロー事業

データベースについては、様々な分析にも利用している。生活習慣病で継続的な受診があったにもかかわらず3カ月以上放置している対象者のリストを作成し、衛生部門の保健師による訪問指導などにより、受診勧奨を行っている。こういった方々は、自覚症状がなく、自覚症状が出て病院に行ったときには重症化してしまっているケースも多く見受けられるが、こういったことを防ぐ狙いがある。

⑯ レセプトデータによる医療費分析

データベースを利用した医療費の分析にあたっては、どの疾病にどの程度医療費がかかるかということ把握する必要がある。レセプトの中には傷病名が載っており、さらにその中で主傷病名が設定されている。従来は、全てのレセプトの点数が、この主傷病名に割り振られていた（主傷病が1つであれば1つに対して、2つであれば2つに対して割り振られていた。）が、データベース化により、傷病名と薬や処置とのひも付けができるようになってきているため、各傷病ごとにひも付けを行い、医療費を適切に分析できることとなった。例えば、以前の算出方法では主傷病とされた高血圧症で5,660点が付いていた方に対し、レセプトデータによる分析を行ったところ、高血圧症では508点、睡眠時無呼吸症候群で5,001点、脂質異常症で151点という結果が得られた。

⑰ レセプトデータ分析による生活習慣病の状況と、糖尿病性腎症等重症化予防事業

分析の結果より、生活習慣病の原因となる糖尿病、高脂血症、高血圧症などの疾病がある患者はそれぞれ2万人近くいるが、1人あたりの医療費はそれぞれ数万円である。しかし人工透析の処置を実施した場合の1人あたりの医療費は突出している。現在、この人工透析の原因疾患の第1位が糖尿病性腎症であるため、重症化予防により、人工透析へ移行するのを防いだり、遅らせたりすることができればということで、広島大学と共同研究を行った。その結果作成されたプログラムを使い、平成22年度に糖尿病性腎症等重症化予防事業が開始された。

この中では患者を第1期から第5期に分けている。糖尿病患者を最下層とし、第1期から腎症患者となり、そこから期が上がるごとに腎症が重症化していく。第3期は顕性腎症期となり、第4期は腎不全期、第5期は透析療法期となる。事業では国民健康保険の被保険者で、糖尿病または糖尿病性腎症の第3期または第4期で、かつ通院治療をしている方の中から対象者を選定した。一方、がんで治療中の方、終末期及び認知機能障害がある方、精神疾患を有する方などは対象から除外している。こういった方々はレセプトデータからはわからないため、主治医によるスクリーニングが行われ、残った方に対し、参加勧奨を行うといった形を取っている。

対象者は、低たんぱくの維持や、カリウムの制限など、食生活に制限をかける必要のある患者であり、本人だけでは改善を図ることが難しい状況にある。実際の治療には、糖尿病では年間約3.4万円、インスリン治療で約60万円、人工透析を行うと約600万円かかるため、人工透析を抑えるのは重要なことだと考えている。

なお、ジェネリック医薬品の件以降は、何かを始めるにあたっては医師会との連携をとるという、良好な関係が築けていたため、この事業を始めるにあたっても医師会への事前相談を行っている。医師の中では賛否両論あったが、広島大学と連携していたことから、学術という面が後押しとなり、最初は協力してくれる医療機関に限定して始めるというスタートになった。

平成23年度からは事業として行っていくこととなるが、その流れとしては、まず対象者の抽出と、医師によるスクリーニングを行う。その後、医師による参加勧奨を行い、同意した方に対し、市や広島大学によりプログラムの実施が行われる。

実施する中で検査を行うことがあるが、検査については、個人情報となるため、本人から結果を見せてもらうこととしている。プログラムを進めていく中で検査データが良化した場合は医師に対し、患者を褒めるようお願いすることで患者のモチベーションを保つようにしている。また市がこの事業で実施した内容については、医師にも報告を行い、それぞれ協力しながら進めていくことを心がけている。プログラムは6カ月単位となっており、面談指導・電話指導に加え、料理教室なども行っている。

プログラム終了後は6カ月ごとにフォローアップという形で、お盆や正月で生活習慣が乱れるのを防ぐ取り組みを行っている。

また、プログラムの中では、検査やセルフモニタリング、別の病気になってしまった時のケア、フットケアについても行っている。特にフットケアについては、糖尿病が悪化すると、足の感覚がなくなっていく、ちょっとした傷に気付かず、最終的には腐ってしまうということになるため、こういったケアは重要である。合わせて運動や休養のバランスの指導なども行うが、こういった指導は医師の指示により行う。この

ため、事業への参加が決まると、医師が指示書を作成し、それを元に生活習慣をふり返り、行動目標を立てる。「野菜から食べる」「買い物は歩いていく」など、具体的に生活に密着した目標である。

また、セルフモニタリングの中で、検査データを記録する手帳を作成しており、これによって医師、薬剤師など関係者間で検査データを共有できるようになっている。

⑱ 糖尿病性腎症等重症化予防事業の結果

平成24年度プログラム修了者における血糖コントロールの変化については、約95%が維持もしくは改善という結果となった。腎臓の機能を示すeGFRについては、腎臓は一度悪くなってしまうとなかなか良くはならない中、悪化した方はおらず、維持・改善が100%という結果となった。また、呉市の被保険者全体での人口透析者数の推移については、国保の加入者自体が年々減少していることや、65歳以上で人工透析を行っている方は後期高齢者医療保険への切り替えができるといったこともあるが、年々減少している。

⑲ CKD（慢性腎臓病）重症化予防プログラム

レセプトデータおよび特定健診結果により対象者を抽出し、その後は糖尿病性腎症等重症化予防事業と同様に進めていく。CKDについては心血管疾患の重要な危険因子であることや潜在患者が多いこと、特定健診でCKD重症者の割合が増加傾向にあることなどから、市として手を付ける必要があると判断したものである。なおCKDについては専門医が必要となるため、検診で発見された方について、主治医と専門医をつなぐ仕組み作りに向けて現在、医師会との調整を行っているところである。

⑳ 地域総合チーム医療

レセプト分析の結果、医療費、患者数ともに、7割から8割程度が大病院ではなく、クリニックや診療所にかかっていることが判明した。そこで、呉市として地域にしながら病院のようなケアができないかということで、地域総合チーム医療を推進することとなった。生活習慣病の発症予防、重症化予防、慢性期の維持について、薬剤師、歯科医師など多職種による連携を保険者がフォローアップしながら進めていき、疾病管理を行うことで被保険者のQOLを向上させることを目指している。

また医師会、歯科医師会、薬剤師会、呉市保険者により構成される呉市地域保健対策協議会の中に、地域総合チーム医療推進専門部会を作り、その中で糖尿病性腎症重症化予防、CKD重症化予防、脳卒中再発予防などの重症化予防を進めており、平成27年度からは心筋梗塞再発予防も実施するなど、さらに裾野を広げているところである。

実際の運用では、患者に対して主治医の指導があり、疾病管理看護師が保健指導の会議に出席する。さらに口腔ケアとして歯科医師、服薬管理指導として薬剤師が入るなど多職種によるアプローチが行われている。

また呉市地域総合チーム医療ではPDCAサイクルを設定しており、PLANでは呉市地域保健対策協議会にて企画・立案を行い、DOで事業を実施し、CHECKでは

協議会にて評価をし、ACTIONでは課題抽出を行い次期計画に反映させている。

㉑ レセプトデータを活用した特定健康診査受診率の見直し

呉市では元々、特定健康診査の受診率が低く、平成25年度では21.9%であった。しかし高齢者が多く、レセプトデータを見ると特定健康診査と同様の検査をしていることがわかった。そういった方が1万8,000人おり、それを含めて再計算すると、受診率は67.1%になることがわかった。

がん検診についても同様で、見直しの結果、各検診ごとの受診率は約10%上昇した。

㉒ 呉市国民健康保険の保健事業について

保健事業の中でのグループ分けを行っており、呉市国保ハイリスクグループに対しては、特定保健指導や、生活習慣病放置者フォロー事業などを行っている。国保被保険者全体に対しては、検診事業を中心に行っており、呉市民全体に対しては地域に根ざす健康づくり事業などいろいろな形で健康づくりへのサポートを行っている。

㉓ 地域総合チーム医療の現状と課題について

レセプトデータからは多くの方が対象者として抽出できるが、参加率は3割程度であり、参加率をもう少し上げる必要がある。

㉔ 地域総合チーム医療導入後の効果について

実績として出ている金額は地域総合チーム医療全体もので、呉市が担当しているのは大卒のコーディネートをを行った上での生活習慣病の指導であり、呉市の保健事業による効果はもう少し長い時間をかけて検証をしていきたい。しかし、個人ごとの疾病に対する評価については、維持改善ができていることで、QOLの向上といった点での効果は高いと考える。

㉕ 行政が担う役割、他機関との連携の現状について

地域総合チーム医療の中で、市はコーディネーターの立場であり、また、医師会での部会を通じてPDCAで回しているため、その中で連携を図っていく。

㉖ 今後の課題、取組について

人工透析だけでなく心筋梗塞などについても取り組みを進めていく。生活習慣を変えることで予防できるものについては保険者として取り組んでいきたい。

【質疑応答】

Q. 医師会とともに進めていく環境を作ってきた経緯を教えてください。

A. ジェネリック医薬品の使用推進の際に衝突があったことをきっかけに、話し合いを

持つという土壌が生まれた。また、当時の福祉保健部長はそれ以前から医師会との関係を築いており、ジェネリック医薬品の件で反発が出た際も、医師会としっかりと話し合いをして解決することができた。こういったことから、その後の保健事業についても、小さなことでも変えたいといった場合にはまずは医師会に相談をし、会長などと会って話し合う機会を持つようにしている。

Q. 保健師の人数体制は。

A. 重症化保険事業に携わる保健師については、生活習慣に対する制限が多いアプローチになるため、専門的な知識を持った人材について、広島大学で立ち上げたベンチャー企業に委託している。

生活習慣病放置者については、市の衛生部門の保健師が担当地区ごとに対応している。

服薬指導などについては、国保の特別会計で、看護師、保健師を各2名ずつ採用している。

Q. 事業の対象となっていない方も多く残っているがそういった方々についてはどうしていくのか。

A. 参加率が3割であるとはいえ、そんなに多くの人に参加していただけるものではない。医療機関でのスクリーニングや参加勧奨を行う際は、市の職員も医療機関を回り、医師に対し手続きの説明等を行っている。こうした状況から、対象者を増やすとなると市の職員も増員が必要になるなど、行政側の検証も必要になってしまうため、現体制ではこのペースでの運用が合っていると思われる。

Q. 地域総合チーム医療の中の疾病管理会社とは何か。

A. 専門の教育を受けた看護師等ということで、広島大学で立ち上げたベンチャー企業のことを指している。委託の予算については、重症化の部分、中度の部分、糖尿病の部分の3パターンに分けており、重症化のものに対しては12万円、中度のものに対しては5万円というように設定されている。また費用については、国の補助が使えるものも多い。

Q. 収納率が高いが、国保の費用が安いのか。

A. 高い。高齢化率が高く、1人当たりの医療費が高くなっていることによる。ただ、前期高齢者が多いと、前期高齢者交付金が付くという面もある。

(2) 大阪府豊中市

平成27年8月11日(火)午前10時より豊中市役所において、中島豊中市議会議長によるあいさつ、亀山委員長のあいさつの後、杉山市民協働部くらし支援課若者支援担当主幹、一般社団法人キャリアブリッジ(以下、キャリアブリッジ)の北政統括責任者による説明が行われた。その後、質疑応答が行われ、最後に矢作副委員長のあいさつをもって午前11時30分に終了となった。

【説明】

① 青年の家いぶきについて

昭和58年に建設された施設で、当時は3階部分にプラネタリウムが入っていた。しかし、平成16年に機械が老朽化し、入れ替えに2億5,000万円ほどかかる見込みであったため、事業を休止した。この3階部分の活用が課題となっていた中、平成22年にこども・若者育成支援推進法ができたことを受け、ニート、引きこもり、不登校などについて、0歳から39歳までの若者を支援することとなり、この事業の進め方についても課題となった。

その後、閉鎖されていた3階部分は倉庫代わりに使用していたが、ここに若者相談窓口を開設することとし、市の制度である公募型提案制度を利用することとなった。3階には会議室を3つ合わせた非常に大きい面積があったため、相談窓口の前のスペースを使い、相談事業と相乗効果のある別事業を自由に提案してもらうこととした。また委託先に対しては、光熱水費や場所の賃料を市が負担するという条件を付けて進めた結果、審査によりキャリアブリッジに決定した。

その後キャリアブリッジにより、若者相談窓口に加え、とよなか若者サポートステーションが設置された。まだ空いているスペースについては、市の生活困窮者自立支援事業によってくらし再建パーソナルサポートセンター@いぶきが設置され、他のパーソナルサポートセンターで行われる支援では賅いきれない部分について、看護師や社会保険労務士などの専門家による支援を行うこととなった。

当施設については元々、青少年の健全育成のためという目的があり、1階部分には小中学校のいじめ、虐待についての相談窓口である児童生徒課、大阪府と大阪府警により共同で設置され、非行の予防や育成支援を行うサポートセンターが設置されている。3階部分には若者相談窓口などの施設のほか、休止しているプラネタリウム会場には防音設備があることから、高校生を中心にバンド活動の場として提供している。

また、市では27校、約700人の高校生によるダンスフェスタが行われているが、学生自らが企画を行うため、その打ち合わせなどでも使われることがある。施設全体で見ると、午後3時から5時頃にかけては小学生が、6時から9時頃にかけては中学生、高校生が加わって集っている。様々な子どもたちが一堂に会するということが当施設の利点の1つであると考える。

② 施設3階で実施されている相談支援事業について

生活困窮状態からの脱却、就職等進路決定、社会参加と自立の促進を目標とし、以下の事業を行っている。

ア くらし再建パーソナルサポート事業

住民登録の有無を問わず、市内在住者が対象となる。生活困窮者自立支援制度に基づく事業を行っているため、生活に困難を抱えている方すべてが対象となる。特徴としてはパーソナルサポートチームによるチーム支援が挙げられる。主要な事業としては、くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶきにおいて、複雑かつ多様な阻害要因を有する相談者に専門的、チーム的な支援プログラムの作成及び支援

の実施を行っている。実施主体はキャリアブリッジであり、委託元である事業主体は市、根拠法令は、生活困窮者自立支援法である。

イ 若者支援相談窓口事業

市として総合相談窓口の設置をまだ行っていないため、多くの相談窓口のうちの1つで、若者を対象にしたものという位置付けである。原則、市内在住、在学、在勤者で、概ね15歳以上39歳以下の自立支援を要する若者及びその保護者等を対象としている。主要な業務は、電話、面談での相談業務である。支援体制としては、市の教育委員会が窓口となっているが、複数の所管での調整が必要となった場合は若者支援側で調整会議等を行っていく形になる。根拠法令は、子ども・若者育成支援推進法である。

ウ とよなか若者サポートステーション

事業主体は厚生労働省であるが、根拠法令がなく、厚生労働省の若者育成支援事業に位置付けられている。

③ キャリアブリッジが行う事業の詳細と効果について

平成26年度からキャリアブリッジが青年の家いぶきに入っているが、様々な子どもたちが出入りするユニバーサル型の施設であるため、利用者が足を運びやすく、自治体運営であるため市民からの信頼があること、また複数の事業を行っていることにより、相談の中で別の支援が必要になった場合に、ワンストップで必要な支援が受けられるといった点でメリットを感じている。

事業の対象者については、多様な条件の方に対応できるようになっており、例えば若者サポートステーションでの支援対象は15歳から39歳までの就労支援に限定しており、不登校や引きこもりの支援はできないが、そこを若者支援相談窓口でカバーしていくといったように、市との連携の中で、対象から抜け落ちてしまう階層が出ないように事業を構築している。

ア とよなか若者サポートステーションについて

大阪府内には9カ所のサポートステーションがあり、キャリアブリッジは2013年から厚生労働省の委託を受けている。39歳までの無業状態の若者を対象にした就職相談窓口という定義を持っているが、セミナーや訓練プログラムを必要性に応じ、市の予算や自主財源を組み合わせで立ち上げている。

登録者数は平成25年度は313人、平成26年度は259人、現在は600から650人くらいの方が登録している。厚生労働省の評価基準でもある進路決定者数については、平成25年度が96人、平成26年度が208人である。進路決定の定義が毎年変わってしまうためこの2つの数字を単純に比較することはできないが、徐々に進路決定の実績も上がっている。

相談者の3割が障害診断またはキャリアブリッジによる見立てで障害の疑い有りであり、その中でも発達障害の疑いが持たれる方が多い。また、引きこもり経験者が3割、不

登校経験者が2割となっており、学齢期からの課題が成人期（就労段階）になって顕著になってくるといった傾向がある。また、市の特徴と思われるが、高学歴ニートと呼ばれるように、高学歴者の方が無業状態に陥るケースが多く、約6割が大卒と学歴が高い。

就職する際の課題である阻害要因については、障害疑いがあるため就職が難しいという理由と同じくらい多いのが、障害はないが社会不安であったり、人間関係に不安があるといったメンタルの問題を抱える場合である。厚生労働省では就職に近い方を対象者とし、ハローワークと連携して進めるようにという事業形態になっているが、人間関係やメンタルの脆弱さといった就職以前の課題が問題となっているケースが多いため、すぐに就職活動というよりは、人間関係の構築や、他者との信頼関係を築くトレーニングが必要な方が多いため、キャリアブリッジでも仕事準備室といった訓練プログラムや、就職活動や就職後につまづいたときの支えとなるサークル活動などを整備している。

イ 合宿訓練（ユースチャレンジキャンプ）について

3カ月集中訓練プログラムというコースの中で、4泊5日の合宿訓練、ユースチャレンジキャンプを実施しており、就労を目指す若者たちが、豊中市立青少年自然の家わっぱるにて合宿を行う。参加者の9割以上が引きこもり経験を持っている。

キャンプ地は山の中にあり、講習を受けたうえでチェーンソーやロープを使い、木を伐採するなどして山地の整備を行う。終了後にはキャンプ地が整備され、市から感謝状が送られたり、4泊5日の重労働を終えたという体感ができる活動であり、訓練生の充実感、達成感につながっている。施設は市の教育委員会が管理するものであり、就労支援を行う民間団体と、市の共同であるという点で、分野横断的であり、それぞれの専門性を活かす象徴的なプログラムであると認識している。

実施にあたっては、くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶきが全体のマネジメントを行い、施設を運営するNPO法人である野外活動協会がプログラム全体のコーディネーターや作業面での指導を行っている。とよなか若者サポートステーションでは支援方針のディレクションや生活面の指導を行っており、3者が共同して事業の実施にあっている。野外活動協会には製材所や大工の方を講師として手配していただき、指導をいただいているが、危険性の高い作業に取り組むため、リスク管理という点でもプロの方に来ていただくことは重要であることに加え、一歩間違えれば命に関わるため、怒鳴られるなど、非常に厳しい指導を受けることもある中で、参加者たちは仕事の厳しさを肌で感じたり、プロと接する中でその意識や仕事を目の当たりにしていく。

怒られているということは、自分を否定されているのではなく、自分のことを思って指導してくれているということ、日ごろから職員も伝えてはいるが、自己肯定感が非常に低い方たちであるため、否定されているという思考をしてしまう習慣がついてしまっているが、合宿訓練での実際の作業経験を通して、信頼関係というものを体感していく。また、不登校や引きこもりであった方が多いため、修学旅行や遠足に行ったことがない場合も多いが、参加者同士で5日間寝食をともにし、夜中はキャンプ

ファイヤーを行うなど、青春の取戻しといった楽しさを実感していただく。この合宿を終えてから就職活動に臨むわけであるが、この合宿を経験した方は最後までモチベーションを保ち、姿勢やコミュニケーションの取り方が見違えるように変化する様子が見られる。

ウ くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき

概要は②アのとおりであるが、市からこちらにくる相談者の8割程度が30歳代以下である。40歳代以上の中高年になると福祉支援という面が強くなるが、キャリアブリッジでは経済的自立であったり、中卒で仕事が決まらない若者に対しては、高校に入学させるなど、中高年とは別の角度から若者支援を行っている。

阻害要因として、医療、健康問題を抱えている方が多く、障害、メンタル関連が続く。こういった状況に対応するため、看護師や臨床心理士などの専門家がチームとなり、支援に取り組んでいる。

エ 若者支援相談窓口について

この窓口では、継続相談を受けるというよりは、第一次のリスクキャッチを機能としており、相談者のニーズや状況把握を丁寧に行い、適切な支援窓口につなぐことを目的としている。相談者の状況では、相談者の平均年齢が23歳程度であり、42%は学校在籍者である。相談内容としては引きこもり、就労、対人関係の順に多い。相談者の7割から8割は生活困窮状態にはなく、そういった意味ではサポートステーションや生活困窮者支援事業とのすみ分けができていているといえる。また不登校経験を持つ相談者が6割以上、3割が引きこもり中であり、引きこもり経験ありと合わせると全体の3分の2に達する。引きこもりの場合は保護者が相談に来るが、その内容としては青少年期の課題についての相談が多い。

オ 事業の効果について

平成26年度実績で、若者の相談件数は825件であった。そのうち、とよなか若者サポートステーションが259人、くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶきでは84人中64人が若者であり、若者支援相談窓口では55人、青年の家いぶき全体では382人の相談件数となっている。

④ その他

ア 支援の現状、課題など

1990年代の半ばごろまでは雇用に関する事業は国や府が行っていたが、市では雇用プランを平成20年に立ち上げた。また、早い段階で無料職業紹介所のライセンスを取得し、開設している。また同時に、地域就労支援センターを開設している。

1番の効果としては相談の先に出口があるということであるが、子どもの将来や、生活不安などの相談に対しては、学業に戻るにしても、就職するにしても、自立に向かってサポートをする必要がある。平成25年度の不登校児童は小・中学校合わせて600人を超えていたが、不登校児童に対しては少年文化館という施設に通っていれば、学校の授業を受けたのと同様の効果があると言われており、60人程度が通って

いる。逆に、地域や学校で訪問をしながら様子を見ているという実態もあるが、こういったケースについては早期に把握をすることが重要である。学校では発達障害等が原因でいじめられてしまうことも多く、窓口に来る相談者の中には、学校は何もしてくれなかったという不満が多く出ているため、学校で行われている支援がもう少し効果的なものにならないといけないと感じている。

また、無料職業紹介所や、就労支援センターに加え、生活保護世帯に対しケースワーカーと就労支援チームと一緒に生活保護世帯を支援するための専用のハローワークの出張所が設けられており、求人を一緒に検討する寄り添い型といった支援も行っている。

イ 支援の予防について

学生の場合、親のリストラなど家庭の事情により突然支援が必要となり、そこからでは支援を探すことが困難となってしまうケースもあるが、そういった時に、普段から施設を利用していけばすぐに窓口に来ることができるなど、支援に陥る前段階での受け皿という意味でも重要である。

ウ ユースチャレンジキャンプについて

ユースチャレンジキャンプにあたっては、市の教育委員会から100万円の委託料を出している。これは会場となる青少年自然の家にかかる指定管理費とは別に、9ヘクタールの山の整備料として元々100万円かかっていた部分で行うとしたものである。

また、ユースチャレンジキャンプ後にキャンプ等で施設を利用した子どもに対して整備の経緯などを伝えることで引きこもりについて学ぶ場にもなっている。

エ サークル活動について

青年の家いぶきの3階で活動する高校生のバンドが、自分たちでライブを企画し、開催している。元ニートの若者のバンドである「ニートルズ」というグループについては就労後も活動を続け、自立、就労の継続を目指し励まし合うなどのケースも生まれている。

オ 訪問について

引きこもりについては本人がやる気を出さないと支援を始めない。ケースワーカーや、社会福祉協議会、障害部門の地区担当の職員など顔なじみの方々は訪問を行っているが、精神状態が明らかでないところでこちらからのアプローチを行うことについては危険性があるため、支援としての訪問は行わないこととしている。保護者が相談に来た場合も、保護者に頑張ってもらい、連れてきてもらおうといったスタンスを取っている。

カ 市とキャリアブリッジとの連携について

市で支援を行うのは、概ね15歳から18歳までの間である。子ども・若者育成推

進法の対象は0歳から39歳までであるが、市の条例である子ども健やか育み条例の中で0歳から18歳までを対象としており、これに基づいた事業である子ども健やかプランが0歳から18歳までをカバーしていることもあり、若者支援では、義務教育修了課程である15歳から39歳までを対象としている。ただ、子ども総合相談窓口で支援が始まり、15歳になった時点で、終了する支援と、新たに加える支援についてアセスメントを行い、39歳までは若者支援で行う。その後は、生活困窮者自立支援制度に基づく事業や、障害福祉、生活保護などの支援が行われ、やがて高齢者施策となる。

若者支援については子ども・若者育成推進法が根拠法であるが、市の予算がないため、市としての事業はなく、実際に行われている事業は厚生労働省等によるものである。このため市の事業と連携させようとする密接な関係性が必要となるため、そういった面で行政との連携を行っている。

キ 引きこもり相談窓口について

市では総合相談窓口ができていないこともあり、引きこもりの相談窓口を設置しており、また引きこもりにつながる悩みの具体例について記載した冊子を作成している。市民のために作成しているものであるが、学校の生徒指導の先生や、保健師の中でも重宝されている。こういったものを活用しながら、なるべく早期に窓口相談、支援に結び付けられるような取組みを行ったり、また年齢による支援の切れ目を作らないように心掛けている。

ク サポートステーション同士の連携について

大阪府には9つの若者サポートステーションがあり、医療機関を持っていたり、シングルマザーの支援を得意とするなどそれぞれ特徴がある。キャリアブリッジの特徴は就労に強いという点であるが、サポートステーション同士が互いの特徴を活かすため、連携を取っている。

【質疑応答】

- Q. 歴史的に見て、豊中市は以前から弱者に対する支援に力を入れてきたという風土があったのか。
- A. 下村市長（昭和49年から53年に在任）の時代に福祉に手厚い行政運営を行っていた。また、都市計画の面では阪急電鉄による開発が行われ、発展してきたという経緯があるが、それが成功したため税収が非常に高かった。このことから福祉にも予算を多く回せたということもある。
- 一方、昭和37年より青少年問題協議会が青少年健全育成を進めてきたこともあり、若者支援は青少年健全育成の中で市町村が行うこととなり、一方、国の事業であった雇用や労働についても市町村の事業となったため、現在では一体的に運用している。市では、無料職業紹介所や、地域就労支援ということで、障害者や、若者、女性を雇ってもらおう企業支援を行っており、地域で支援をしていくという土壌づくり

は、まちづくり条例などからも読み取れる。

- Q. 引きこもりの人に対して保護者もあきらめてしまう状況をこれまで見てきたが、保護者が相談に来る糸口はどのように作っているのか。また学校の不登校から引きこもってしまうということもあるかと思うが、学校との連携はどのように行っているのか。
- A. 教育現場も学校の中で何とかしようと頑張っているが、うまくいかずに困っている現状がある。また家庭に問題がある場合は、スクールソーシャルワーカーなどが動いても学校では何ともできない場合も多い。そこで、必要な制度を整備し、例えば高校に対して説明を行うなどして実績を積み重ねた。支援を行っている部局があるということ伝えていくことが大事であると考えている。
また、保護者に対しては、支援を申し出たことに対して反発があることもあるため、NPO法人などを前面に出さず、市の責任で行っていることを強調している。
- Q. 資料の中で、定時制高校と連携を行ったとの記載があったが、府とどのように連携を取ったのか。
- A. 元々大阪府では、青少年課で子ども・若者育成推進法に基づく事業を行っていたが、その中で、高校にプラットフォームをつくらなければならないということで、府が予算化をして事業コンペを行った。なお、平成27年度では20校に対して募集を行い、キャリアブリッジがその中の1校を担当することとなった。
- Q. 特別支援学校に行っている子どもたちが、学校が終わった後に行き場がなくなってしまうといったことが起こっているかと思うが、そういったケースへの対応は。
- A. ハローワークで行われる就労支援の会議に支援学校も入り、その中で3時以降の居場所や就労についての話も出る。また市や各団体が持っている強みを共有することで連携が可能となる。
- Q. 福祉的な就労ではどのような職場に行くのか。また、障害者については企業の中の障害者枠につなげると良いと考えるが、いかがか。
- A. 生活困窮者自立支援法に基づき、2年前からモデル事業をである就労訓練・就労継続移行事業を行っているが、ハローワークや無料職業紹介所へ障害者雇用枠を持つ企業が相談に来た時に、アセスメントを行い、個人に対する対応を調整し、訓練、就労という流れで行っている。
障害認定については、保護者が認めたがらないケースもあるが、小児精神科の医師によると障害の有無は3歳までにはわかり、そこで訓練プログラムに入れれば、20歳になる頃には社会性を身に着けることができるという話もあり、支援は早ければ早いほど良いと考えている。
医師とのかかわりについては、児童虐待は内科、歯科医師が担当し、若者支援は精神科医の担当となるが、医師会と連携をとりながら、市民病院から街の診療所まで意識の共有を図っている。

Q. 成年になってはじめて障害手帳の種別が確定するが、15歳以降では就労に応じて必要であれば手帳の申請を行っていくということか。

A. 小さい頃は母子保健の所管になるが、15歳で窓口に来た場合は、母子の支援は切れるが、それを継続する支援と、雇用の支援が新たに加わる。その中で手帳を持って就労したほうがよいということになれば、そういった支援も行っていく。

Q. 教育委員会側では学校での取り組みだけで足りているという認識を持っており、連携がうまくできないこともあるかと思うがどうか。

A. たとえ学校側から支援がいらなくなっても、青年の家いぶきでは支援が行われている。高校で掛け算や割り算を教えている実態があるが、義務教育は自治体の責任で行うものである。学習する環境があれば子どもは学ぶし、施設では周りにいる人が先生代わりになっている。教育委員会でも、市長部局でもいいのだが、支援の必要性に気付いた時に単費で予算要求を行うと、財政課が満額認めてくれるということもあり、さまざまな事業を行うことができる。

なお、市には引きこもりや、ひとり親の子どもに限定したサービスもあるが、思春期の子どもにとってはそういったサービスを受けることに抵抗がある場合も多い。しかし青年の家いぶきでは、そういった垣根なく支援を行っているため、1つの受け皿となっている。

(2) 大阪府吹田市

平成27年8月11日(火)午後1時30分より吹田市立こども発達支援センターにおいて、亀山委員長のあいさつ、渡辺こども発達支援センター長のあいさつの後、渡辺こども発達支援センター長、宮住杉の子学園長、藪谷地域支援センター所長による説明が行われた。説明についての質疑応答の後、センター内の見学、質疑応答が行われ、最後に矢作副委員長のあいさつをもって、午後3時20分に終了となった。

【説明】

① 吹田市について

吹田市は、名神高速道路や中国自動車道、近畿自動車道の結節点として、また、新大阪駅、伊丹空港も近く、鉄道の駅は17駅あり、発達した交通網が特徴である。もう一つの特徴が、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館の五大学一研究機関が存在することであり、こども発達支援センターも大学と連携している。さらに、大学付属病院や国立病院等大きな病院が多く、医療の街でもある。

大阪府内では人口減少が続く中、平成26年には人口が目標であった36万人を超えたこともあり、また立地条件の良さからマンションが多く建設され、小学校の増設も行われた。さらにこの秋には、西日本最大級の大型複合施設の開業、駅の増設などが予定されるなどまだまだ発展を続けている。

また、以前から国に先駆けて事業を行う動きがあり、保育のまち、福祉のまちと言われている。

② こども発達支援センター設立までの経緯

肢体不自由児の療育のための通園訓練所が国による規定前の昭和44年に開園し、4年後の昭和48年には知的障害児の療育のための通園訓練所(杉の子学園)を開園した。続く昭和51年には保育関係の職場に障害児のための相談体制を整えた。平成8年に、吹田市障害者計画を作成し、吹田市療育システム検討委員会を設置、平成11年にはライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションということで、障害の有無にかかわらず同等に生活して活動する社会を基本理念として吹田市療育システムをまとめ、療育センターとしての機能を持つ通園施設の充実の位置付けを明確にした。この吹田市療育システムに則り杉の子学園を立て替えてはどうかという動きがあり、平成15年の請願書の提出、採択を経て、関係機関の作業部会による検討を重ね、市民のアンケートなども取り入れた結果、平成16年に療育センター整備基本構想をまとめた。この中では、乳幼児期から青年期までの継続した療育、障害の多様なニーズに応じた療育、障害のある子が地域で安心して療育が受けられるよう、保護者、家族の支援の拡充を主な方向とし、またセンターの役割として、地域療育機能を始めとする療育機能の強化、保育園、幼稚園、学校などの機関への地域療育支援事業の拡充、また、保護者、家族への支援の充実、関係機関との連携体制の構築を挙げている。

平成19年には発達支援センターの前身のこども支援交流センターを開設した。単なる老朽化した知的障害者施設の移転ではなく、療育システムの方向性、センターの役割を念頭に入れたものであり、約16億円かけて建設を行った。こども支援交流センターの開設により、在宅や幼稚園などに在籍し、施設療育を受けていないが療育が必要な子ども、あるいは施設療育を終えて学齢期に達した子ども、障害のある子どもやその保護者、育児の不安を持つ保護者への支援を様々な側面から実施することができるようになった。

その後、平成24年の児童福祉法の改正に伴い、こども支援交流センターをこども発達支援センターに格上げをして事業を行うことになった。それぞれの子どもに応じた福祉的・教育的・医療的側面からの総合的な援助を行うとともに、その保護者を支援する拠点施設として事業を展開し、障害の種別にとらわれない療育や、専門職の一体化による効率的、効果的な療育を実施することを確実にした。

来年の2月には、少し離れたところにあるわかたけ園がこの建物の隣に移転する。これにより、実態として知的障害、肢体不自由の全ての者が1カ所に収まるということになる。

③ 地域支援センターの概要について

通園施設の対象ではない地域の子どもたちの支援の場として設けられた施設である。

事業の概要として、0歳から18歳までの、一般的な発達の悩みや問題を抱えた子どもとその保護者に対し、必要な訓練、指導、親子教育などの提供を行っている。

また、障害児とその家族が安心して暮らせる地域づくりを目指し、それに向けた各種取り組みを行っている。さらに、関係機関と連携を図りながら、吹田市の療育システムを調査、推進するという役割を担っている。

④ 一般相談について

初めて来所した方の相談を受け、その後、発達相談、言語相談、療育相談という専門職の相談につないでいる。年々相談件数が増加し、特に、知的には遅れは見られないが行動に問題がある子どもや、コミュニケーションに課題がある子どもが増えており、相談のニーズが多様化している。また、就学後の相談割合が増加していて、地域支援センターで受ける相談の割合の半分以上を占めており、今後も、就学後の相談が増えていくと予想している。中学校、高校の進路相談も含め、対象年齢の幅の広がりとともに相談の内容が多様化している特徴がある。

相談を受けた後、必要に応じて医療機関への紹介や、学校等の在籍機関との連携も行っている。

⑤ 巡回相談について

障害のある子どもが在籍する保育園、幼稚園、留守家庭児童育成室を対象に、在籍機関にて子どもの行動観察を行い、指導、助言を行っている。また、必要に応じて発達相談を行っている。

⑥ 親子教室について

必要な時期に必要な支援が出来るよう、各年齢に応じた4つの教室を開いている。

⑦ 外来訓練について

センター内の診療所で、医師の診断に基づいて理学療法、言語聴覚療法、作業療法を実施している。ここ近年、外来訓練の需要が高まり、待機児が出ている状況にある。

⑧ その他の教室について

小学4年生から6年生までの児童を対象にしたクッキング教室、中学生、高校生を対象とした放課後休日支援教室では料理教室やダンス教室などを実施するなど子どもたちへの支援を行っている。

⑨ 地域生活支援

ボランティア活動の支援や、施設の開放、障害に関する講演会などを開催している。

⑩ 相談支援事業

平成26年度より実施。障害児通所支援利用希望児童について障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、利用状況のモニタリングを実施。

⑪ 保育所等訪問支援事業

今年度から始めた事業であり、児童福祉法に定める給付サービスで、保育所や幼稚園、学校等、障害児が集団生活を行う場に専門職を派遣し、当該児童に対し直接、療育や相談を行う。

⑫ 杉の子学園の概要について

3歳児から5歳児までの、主に知的障害のある乳幼児を対象に必要な療育を行い、全面的な心身の発達を促すことをねらいとしている。保護者支援も大きな役目であり、保護者が安心して、また子どもたちの障害の受容ができ、適切な進路が選べるような支援を行っている。定員は60名のところ70名受け入れているが、待機児も出ているため、定員等は現在検討中である。今までは自閉症をもつ子どもの利用が多かったが、最近では、知的な遅れはないが行動上の問題やコミュニケーションに課題をもつ子どもの数が多くなっていることが、待機児が出る原因ではないかと思っている。

⑬ 抱えている課題について

発達障害の疑いのある子どもの療育と重度の自閉症の子どもの療育とでは、大きな違いがある。療育をどのように組み立ててどのように進めていくかということが大きな課題であり、定員のことと併せて検討中である。

⑭ わかたけ園の概要について

理学療法、作業療法、言語聴覚療法及び保育を受け、機能の向上・改善を図り、将来社会人としてひとり立ちできるようになることを目指している。定員は40人、週一回外来療育を受け、その後保護者とともに入園というシステムである。0歳、1歳で療育を受けた子どもが、3歳になると杉の子学園に移っていたが、肢体不自由の子どもたちが発達障害の疑いのある子どもたちと一緒に走ったりすることが難しいため、3歳児の単独通園を検討している。0歳、1歳の子どもたちが早めに退院し、出来るだけ早く在宅で療育をとということで、外来から入園につながっていく利用者が多いため、定員の検討を行っている。

訓練が主体だが、訓練だけではなく保育にも重きを置いて、遊びの中で療育ができるよう進めている。

⑮ 長期欠席児療育介助事業

通園中の園児が保護者の妊娠・疾病等により長期間欠席を余儀なくされる場合、療育効果の停滞・後退を防ぐため、保護者に代わり園児を通園させ療育を行う介助員を雇用し、園児の継続療育を行う。

⑯ 単独通園介助事業

保護者との通園を基本とした療育を行っているため、就学前の5歳児に対し、就学に向け、又就学後において単独での生活に順応できるように一定期間保護者から離れて園児だけの単独生活を経験させることにより、園児の自立心の養成を図る。

⑰ 外来訓練・外来障害児保育制度事業

地域支援センター、保健所、医療機関からの紹介を受けた児童に対し、医師の診察、面談を経て、外来による訓練を実施。未就学児に対する保護者同伴での外来保育により、

児童と保護者の支援を図る。

⑱ 吹田市の療育システムについて

吹田市では、早期発見・早期療育を基本としている。0歳から18歳までの一貫した支援、関係機関との連携ということが大きな特徴である。

1歳6カ月児健診で発達上の課題が認められた子どもを対象に、保護者の相談、療育指導を行っているが、対象となる子どもが全体の8%にもなっているため、ここでも待機児が出ている。その後も成長過程や障害の度合いに合わせて親子療育教室を設け、療育支援が必要な場合は杉の子学園につなげられるような取組を行っている。

また就学後に発達の課題が現れる子どもが増加しているため、保護者が気付いたときに相談できるよう、親子教室を設置している。ここでも引き続き保護者の希望によって個別相談・個別療育を行っており、必要に応じて学校機関との連携も実施している。支援学級は35校162学級、中学校は51学級あり、支援学級に入る子どもが年々増えている。

留守家庭児童育成室については、現在は小学校4年生までの受入だが、将来的には6年生までの受入を検討している。

⑲ システムの課題について

就学前の人口が緩やかに増えており、障害児の割合が増えているという状況がある中で、受け皿の数が全体的に足りないということが課題となっている。現在、わかたけ園のハード面での整備をしているが、ソフト面でもより多くの子どもたちを受け入れられるよう、課題解消に向けて検討を進めている。

【質疑応答】

Q. 支援センターの中の相談窓口と療法窓口について、他の医療機関にかからずに直接こちらの施設に来れば利用できるのか。

A. 一般相談で受け付けた後、言語聴覚士の相談につなぎ、その中で訓練が必要かどうかを検討する。個別訓練をした方がよいということと、保護者の希望があれば、わかたけ診療所で医師の診察を受けていただき、ここで個別訓練を実施する。費用は受診時の初診料のみ負担していただいている。

Q. わかたけ園と杉の子学園における医療的ケアの利用契約について。

A. 医療だけでなく児童発達支援を使われる子どもについては、利用料と給食費をいただいている。

Q. 付添者の通園バスの利用について。

A. 杉の子学園は子どもたちだけで乗ることとしている。わかたけ園は親子通園であるため、親子一緒に乗っていただく。単独通園の子どもには職員が付き添う。

- Q. 他の保育園等に通っていて、週に何度か利用するということは可能か。
- A. わかたけ園では並行通園を行っている。杉の子学園は毎日の積み重ねが大切なため、並行通園はしていない。また、吹田市の保育園では、発達のための支援が必要な子どもについては、保護者が就労していなくても、集団の中で育つということで発達支援保育を行っている。
- Q. わかたけ園移転後の施設利用について。
- A. 現在のわかたけ園の施設は、移転が前提のため耐震診断等も行っていない状況であるが、児童会館のうちの一つが施設の耐震工事を行うため、一時的に利用することになっている。その後は、こども部の所管から他の所管に移す予定である。
- Q. わかたけ園が移転してくることによって、利用者の定員は増える予定か。
- A. わかたけ園の定員を増やす予定はないが、杉の子学園の定員を増やせるように調整中である。
- Q. 保護者が子どもの障害を受け入れるためのフォローについては、どのようにしているのか。
- A. 発達障害の疑いのある子どもの保護者に多いが、1年から2年療育を受ければ保育園や幼稚園に行けると思われている方は障害の受容がなかなか出来にくいようである。療育の中では、福祉制度学習会、発達についての学習会、児童精神科医による障害についての学習会、就園した保護者から就園後の様子を聴く会などを開いている。その中でも、こちらが支援することと合わせて、保護者同士のつながりの中で受容ができた、また、保護者どうしの通園のつながりの中で思いを共感できたということが大きなことだと思います。受容が出来ないまま就園・就学をすることもまだまだ多いが、その後も相談を受けるなど、適切な障害受容ができ、適切な進路選択ができるような支援を行っている。
- Q. 施設内にはボランティアは何人くらいいるのか。
- A. 通園の子どもたちの兄弟や、保護者が外来で相談をしている間に子どもを預かるといった意味での保育スタッフの登録をされている方が35人から40人くらいいる。
- Q. ボランティアに対しては研修を行っているのか。
- A. コーディネーターを通じて、子どもたちや保護者と話をしながら学んでもらうという形を取っている。

(4) 大阪府枚方市

平成27年8月12日(水)午前10時より枚方市役所において、野村枚方市議会副議長によるあいさつ、亀山委員長のあいさつの後、橋本保健センター課長による説明が行われた。その後、質疑応答が行われ、最後に矢作副委員長のあいさつをもって

午前11時30分に終了となった。

【説明】

① 枚方市の概要について

大阪府の北東部に位置し、大阪と京都のほぼ中間に位置している。「健康医療都市」の実現を都市ブランドに掲げ、平成24年8月に医師会、歯科医師会、薬剤師会の3師会をはじめ、市内の公的5病院や、医療系の3大学など14団体による「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」（共同事業体）を立ち上げた。平成26年4月に中核市に移行し、保健所設置市となったことから、より総合的に健康医療施策を推進することを目指している。

平成26年次の枚方市統計では、人口は40万強、出生数は3,061人であるが、少しずつ減少傾向であり、少子化対策が施策の大きな柱となっている。

事業に関わる施設として、市内産科医療機関のうち、妊婦健康診査実施機関が医療機関で12カ所、助産所が1カ所、出産分娩を取り扱う機関が医療機関で9カ所、助産所が1カ所ある。

② 産後ケア事業に至った背景、経緯について

ア 国の動向

少子化対策として、「若い世代が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備」が必要とし、「子育て支援」「働き方改革」に加え、「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」を打ち出した。この支援を全国的に広げていくため、平成26年度には妊娠・出産包括支援モデル事業を、平成27年度には妊娠・出産包括支援事業を立ち上げている。

平成26年度の妊娠・出産包括支援モデル事業の中では3つの柱が掲げられており、1つ目は、母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等のニーズに応じて必要な支援につなぐ母子保健相談支援事業、2つ目は、妊産婦の孤立感の解消を図るための産前・産後サポート事業、3つ目は、出産直後に休養やケアが必要な方に対する心身のケアや、きめ細かい育児支援を行う産後ケア事業となっている。これら3つの事業を柱に、地域の特性に合わせた切れ目のない支援の展開を図るということでモデル事業として位置づけられている。なお、このモデル事業に取り組んだ全国の事例は、厚生労働省のホームページで公開されている。

イ 妊娠から出産後までの支援の現状

以下の6つの取り組みを行っている。

・ 妊娠届出時のアンケート

すべての妊婦を対象として、アンケートを実施している。望まない妊娠であったか、出産前後に育児の支援者がいるか、経済的な不安はあるかなどの内容を聞き取ったうえで個々の状況を把握し、必要に応じて地域の担当保健師による訪問や、電話相談を行っている。

- ・ すくすく子育て手帖の配布

妊娠期から子育て期においてどのようなサービスが利用できるのかについて周知を図るためのものであり、絶えず携帯していただけるように、母子手帳と同じサイズとし、母子手帳のカバーと一緒に付ける形をとっている。

- ・ 妊産婦健康診査公費助成

14回にわたり、最大で11万6,840円の助成を実施している。国が示す望ましい回数 of 検診と内容の検査を、ほぼ自己負担なく受けていただけるようになっており、また産後1年間で受診できる市内歯科医院での妊産婦歯科健康診査を、市の独自事業として実施している。

- ・ 市立ひらかた病院産科との連携

市立ひらかた病院は保健センターと隣接しており、道路を挟んで隣に位置している。市内唯一の助産制度の指定病院であり、経済的な問題などで生活基盤が弱い妊婦の出産が多く取り扱われている。

平成19年からは保健センターの保健師が当番制で病棟を訪問し、入院中の産婦との全数面接を実施しているが、この取り組みが、出産後の地域での支援にスムーズにつながるきっかけとなっており、平成26年度においては117件の産婦面接を病院内で行った。

また、病院の外来の妊婦検診などで妊娠期からの支援が必要と判断されるケースや、経済的な不安を抱えていたり、検診の際に家族で不安を訴えているなどのサインを病院がキャッチした場合は保健センターに連絡が入り、妊娠期間の支援を医療スタッフとともに進めている。この取り組みは、全国的にも高い評価を得ていると感じている。

- ・ 出生連絡票（兼低体重児出生届）の集約

母子手帳に出生連絡票を挟み込んであり、出生届時に出生連絡票を出していただく仕組みを作っている。これを出してもらうことで保健センターの各地区担当の保健師のもとに連絡票が届く仕組みとなっており、ここから電話連絡をすることなどにより、新生児訪問等につなげている。この取り組みにより、助産師による新生児訪問件数は大幅に増加した。

- ・ 妊産婦・新生児乳児訪問

地区担当保健師や助産師による家庭訪問であり、育児不安が強かったり、養育状況が気になる産婦に対して継続的な訪問を実施している。

こうした取り組みを進めていく中で、出産病院を退院した後の引継ぎや訪問活動を通じ、育児不安を訴えるお母さんが増えていると感じている。また出産年齢も高くなっているということで、祖父母も高齢化しており、里帰り出産をしても支援が受けられないといったケースも多い。里帰りをして、長い方では半年くらいの間、

戻ってくることができないなど、近年、里帰りが長引いているといった実感が保健師の中にもある。これは出産直後に利用できるサービスが新生児訪問しかなく、医療から地域でのスムーズな支援につながるための支援が不足していることが一因であるということから、こういった支援を強化していく取り組みが必要なのではないかということが、産後ケア事業を立ち上げる1つのきっかけとなり、国の「妊娠・出産包括支援モデル事業」を活用した事業展開を検討することとなった。

なお、平成26年の春頃、東京都世田谷区の産後ケア事業がテレビで放映された際に、たまたま市長が視聴していたことも1つのきっかけであった。

また「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」の連携事業の1つとして、「母と子どもの健康支援のための連携事業」があり、これを活かして医療機関との連携を図っていこうということになり、平成26年12月から「産後ママ安心ケアサービス」として始動した。ショートステイやデイサービスの取り組みは、大阪府下では初となっている。

③ 「産後ママ安心ケアサービス」の取り組み

ア 事業の目的

出産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、より身近な場で母の心身の安定と、育児手技の獲得、育児不安の解消を図ること、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築することで、出産後も安心して子育てができるよう、家庭での円滑な育児を支援することを目的として掲げている。

イ サービスの概要について

サービスの対象となるのは、枚方市民であり、生後4カ月未満の赤ちゃんと、産後家族からの支援が受けられない、または育児不安のある母親である。実施方法は、市内の産科医療機関や助産所の空きベッドを活用し、宿泊型のショートステイ、日帰り型のデイサービスを実施し、助産師などによる心身のケア、休養、乳房のケア等の相談が行われる。

サービス実施機関として、市立ひらかた病院、星ヶ丘医療センターの公的病院2カ所、あきせウィメンズクリニック、イワサクリニックの民間の産科クリニック2カ所、ゆずりは助産院の計5カ所に委託している。

利用プランについては、ショートステイが午前10時から翌午前10時まで、3食付きで利用料は5,600円となっており、デイサービスでは午前10時から午後7時まで、昼、夕の2食付きで利用料は2,800円である。市民税非課税世帯や生活保護世帯に対しては利用料減免制度を設けており、これを利用すると、ショートステイ、デイサービスそれぞれで1,400円、700円となる。利用者1人あたりの利用限度は合わせて7回である。

またサービスの提供にあたっては、母子同室、個室対応が基本となっている。

ウ ケアや指導の内容について

3つのサポートを受けられることとなっており、1つ目は、母親の体調管理やおっ

ばいの相談などの「からだサポート」、2つ目は、育児相談や休養などの「こころサポート」、3つ目は、赤ちゃんのお風呂の入れ方などの細かな「育児サポート」としている。

サービスの流れとしては、①市民から保健センターへの利用希望の連絡、②利用希望者との面接、③委託医療機関・助産所へ利用可否の問い合わせ、④市民への利用可否の連絡、⑤利用開始、⑥一カ月訪問のような流れで進んでいく。②から⑤の間は、産後ケア事業の導入に合わせて保健センターに配置した母子保健コーディネーターによる利用調整が行われる。母子保健コーディネーターは保健師と助産師が務めているが、助産師については大阪府助産師会に委託をしているという状況である。

エ 利用者の状況について

利用したい理由としては、夫の仕事が忙しい、祖父母が高齢であり介護が必要である、祖父母も仕事をしていることによる「家族の支援が得られにくい」ことや、食事の準備や家事から解放されるということで「休養したい」、赤ちゃんが泣いている理由や対応の仕方がわからないため「育児全般について教えてほしい」、母乳育児を含め「授乳に関することを教えてほしい」などが主だったものである。

平成26年12月に事業を開始したが、限られた時間で事業を組み立て、事業開始とともに市民への周知を始めたこともあり、最初の2カ月間は利用がゼロであった。その後、平成27年2月に最初の利用者が出て、最近では少しずつ増えてきている。

平成27年6月までの利用人数は、実人数15人、延べ17人であった。利用合計日数は、ショートステイが40泊であり、平均利用日数は2.4泊、最長では利用限度の7泊であった。デイサービスの累計利用日数は8日であるが、1人が7日利用していた。

利用者の年齢は、20歳未満が1人、20歳以上30歳未満が1人、30歳以上35歳未満が7人、35歳以上40歳未満が3人、40歳以上45歳未満が4人、45歳以上が1人であった。

また初産か経産かも集計しているが、17人中12人が初産婦であり、経産婦は30歳以上35歳未満が3人、35歳以上40歳未満が2人の計5人であった。上の子がいる場合、同時預かりは行っていないため、経産婦の利用者の中では、夫が仕事が休みの日に上の子を見てもらい、自分は休養したいためという理由も見られた。

利用時点での赤ちゃんの日齢については、4日以上10日未満が8人、10日以上30日未満が1人、30日以上60日未満が3人、60日以上90日未満が3人、90日以上120日未満が2人となっている。

サービスを受ける環境については、市立ひらかた病院では、4カ月未満の赤ちゃんに対応した、従来よりもサイズの大きなベッドをこの事業に合わせてご用意いただいた。また沐浴指導については、どこの病院でも1回は受けることができるが、初産の場合、母が家で実際に行うにあたり大きな不安を感じるが多いため、滞在中に繰り返し指導を受けられることが母の安心や自信につながっている。食事の時には、各病院の状況で可能であれば助産師に子どもを預け、落ち着いて食事をとっていただくといった取り組みも行っている。

利用後には、「このサービスで救われた。実際に子育てをしてみないとわからないことを聞くことができてよかった」という声が出ている。滞在中は少しでも困ったことや疑問が生じた時、すぐに聞くことができるということが、お母さんにとっての安心につながっている。一方、「回数をもっと多く、手続きを簡単にしてほしい。迅速に利用したい。」という声もあり、今後の検討課題であると考えている。

エ 利用者へのアンケートについて

サービス申請時、利用直後、利用から1カ月後の3回にわたり行っており、利用前と利用から1カ月後のアンケートでは母子保健コーディネーターが家庭訪問に行った際に相談の中で聞き取るという形で実施している。利用実績がまだ少ないが、事業の効果が見える部分も出てきている。

・ 利用直後のアンケート結果より

「サービスに期待したこと」では、50%以上の方が「からだサポート」と回答しており、産後の疲労感を癒してほしいというニーズが強いと思われる。「利用して良かったこと」では、「母乳育児の不安が解消した」という回答が一番多く、その次に「育児の方法を身に着けることができた」「産後の心身の疲労がとれた」という回答が多かった。からだサポートを期待してサービスを受けた方が多かったため、疲労がとれたという回答を16人中11人から得られたということで、ある程度ニーズに応えられていると感じている。また「困った時に保健師や助産師に相談していいことがわかった」という回答が半数を超える方から出ており、1人で抱え込まずに相談できる人が身近にいることを知ってもらえたということは、今後長い期間子育てをしていく中で非常に重要であり、また、この事業にとどまらず、その後、保健センターや子育て支援サービスとつながっていくきっかけになるといった効果も持つ事業ではないかと考える。

サービスの満足度では、約80%の方から「満足」という回答を得ている。1人が「不満足」と回答したが、その理由はサービスそのものに対する不満足ではなく、利用限度が7日間であること、4カ月までの赤ちゃんが対象となっていることについて、もっと利用したいということであった。

・ 利用前と利用1カ月後のアンケート結果より

利用前と利用1カ月後のアンケートを比較した結果、「現在の悩み」については回答者数の減少が目立つ項目として「授乳がうまくいっていない」「乾燥肌、おむつかぶれのケアがわからない」「産後の疲労感が強く、子の世話ができない」「育児について相談できる人がいない」といった項目があった。一方、回答者数があまり変わらない項目は、「身近な援助者がいない」「夫に期待できない」といったものであった。

「母自身の最近の気持ち」については、回答者数の減少が目立つ項目では「とても心配性であれこれ気に病む」といったものがあったが、逆に、「おこりっぽい」「イライラしている」については回答者が増えてしまっている。

今後さらにデータを集めながら分析をしていく必要があるが、サービスを利用するしないに関わらず育児不安は絶えず続くものであり、実際にサービス利用後も、漠然とした育児不安が続いているようである。特に利用1カ月後のアンケートを見ると、甘え泣きや夕方にぐずることが出てくるというように、赤ちゃんの成長に伴って次の悩みが出てくるといった部分で、悩みの変化が読み取れる。こういった結果から、産後ケアを実施する意義は感じているが、その後も、赤ちゃんの成長に合わせた切れ目のない支援が求められていると感じている。

オ 産後ケア事業の効果について

現時点における効果として、「出産後の母親が期待する支援ニーズ（授乳への不安や産後の疲労の軽減等）に応える内容が提供できる」「サービスを利用することにより、助産師や保健師といった専門職とじっくり関わることで、悩みや不安が出たときに誰かに相談してよいことが実感できるきっかけとなっている」「大きな養育の問題を抱えるケースを支援する場合、保健師を初めとする支援者側にとっても、この事業によって安心・安全が確保されることにつながっている」「産科医療機関・助産所との連携の広がり」といったものがあると考えている。

特にこの中の「大きな養育の問題を抱えるケースを支援する場合、保健師を初めとする支援者側にとっても、この事業によって安心・安全が確保されることにつながっている」については、印象的な事例があり、通常は利用者からの申請によって行われる産後ケアサービスについて、保健センターから利用を進めたことがあった。このケースでは、本人、家族ともに妊娠に全く気付いておらず、妊婦健診を1度も受けずに飛び込み出産をした。しかし退院後に赤ちゃんがどこで生活するのか、誰が子育てをしていくのかということを含め、心の準備も物理的な準備も全くできておらず、ただ、母子ともに健康であったため、5日程度で退院することになった。準備が整っていないため、産後ケア事業を利用しようということになり、地区担当の保健師がコーディネーターとなった後は、お母さんと家族が話し合う機会を設けたり、また福祉サービス等の利用も含め、地域の中で赤ちゃんとの生活が送れるように、必要なサービスにつなげていく段取りまでをサービス利用期間中に行った事例があった。

妊産婦を支援していく中で、近年、特定妊婦と言われる妊娠中から密な支援が必要である方が少しずつ増えている。産後直後の支援はこれまで新生児訪問しかなかったが、訪問では継続的に見守ることができない。今回のサービスができたことにより、母の育児の様子を継続的に見ることができるようになったといった点で、スタッフ側にとっても大きな心の支えとなっている。

③ 行政・施設との連携の現状

ア 利用時の連携

申し込みの受付窓口は保健センターであり、母子保健コーディネーターが面接や電話等で相談を受け、希望を聞きながら利用可能な医療機関と調整し、医療機関への依頼を行う。サービス実施後は、施設から保健センターへ、取り組み内容と引継ぎ事項を記入した実施報告書を提出する。また利用後1カ月後に、コーディネーターが家

庭訪問を行うといった形で、前後の支援を行っている。

イ 母子保健推進連絡会

母子保健に関する事柄について、関係機関間で意見交換、検討を行う場として、乳幼児健診など様々なところで関わりのある医療機関や施設の方に集まっていたき、母子保健推進連絡会を年に数回行っている。この中で、産後ケア事業の開始に伴い、産前産後サポート部会が発足し、平成27年7月1日に第1回目の意見交換会を開催した。部会には産後ケアの委託機関や母子保健コーディネーター業務を委託している助産師会が参加し、各施設でオプションとして行われているアロマ、母乳マッサージなど独自の取り組み等について、意見交換を行った。

これにより、これまでも連携を取っていた市立ひらかた病院だけでなく、他の産科医療機関や助産所とも顔の見える関係が築けるようになり、妊娠期に限らず支援の必要な妊婦や、産後の支援が必要な方々を保健センターへつないでもらうといった連携も広がりを見せており、これが事業の効果ともいえると考えている。

また市内すべての医療機関にポスターやパンフレットの設置を依頼している。

④ 「産後ママ安心ケアサービス」における今後の課題

今後の課題としては、「市民等への事業周知の強化」「申請から利用までの迅速な対応」「サービス内容の安定した質の確保」「サービス利用後の切れ目のない支援へのつなぎ」などが挙げられる。

また、今後はこの事業の円滑な実施にとどまらず、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を実施する仕組み作りの推進に向け、母やその家族から必要な時に相談を受けることができ、支援につなげていけるような取り組みを積極的に進めていきたい。特に産前産後のサポートの中では、コーディネーターの役割は非常に重要であり、保健師や助産師の役割の重要性が高まっていると感じている。現在保健センターには、39人の保健師がいる中で28人の保健師が市内を24地区に分けて地域の相談支援を担っている。今後は、保健師と支援を求める方をつなぐツールについても検討していきたい。

【質疑応答】

Q. 経産婦の方もショートステイ、デイサービスを利用しているが、上の子はどうしているのか。また、妊娠届出からのスクリーニングやアンケート等で妊産婦のリスクの抽出をしているかと思うが、本当のハイリスクというのは高年齢や既往症といったケースであると思う。ご説明の中では、生活面や経済面ということであったが、ハイリスクの定義はどうされているのか。

A. 兄弟については家族で対処していただいているが、市のサービスでショートステイ、トワイライトステイというものもあるため、そちらを利用することも可能となっている。

ハイリスクについては、医学的なハイリスクについては医療側での対応となるが、ここで説明させていただいたのは社会的なリスクのことであり、高齢の方もいらっ

しゃるが、特に若年の方の出産に対する支援が課題となっている。

また妊娠届出については、厚生労働省でも市でも11週未満での届出を推奨しており、実際に市においては95%以上が11週未満での届出をしているが、遅い方もいる。早ければそれだけ早く助成が受けられるのだが、中には望まない妊娠や、母が精神的な疾患を持っている、外国人で協力者が周りにいない、経済的な不安があるなどの理由で届出が遅れている場合もあり、そういったことがアンケートなどで判明した場合、まず保健師がフォローする形で相談に乗ることになるが、その後関わっていく中で、さらなる支援が必要と判断される場合は、アセスメントシートなどを作り、さらに詳しく状況を把握していくといった取り組みを行っている。

Q. 40万都市であるということで、産科の数と出生数を伺いたい。

A. 妊婦健診実施機関が12医療機関、助産所1カ所、出産取扱い機関が9医療機関、助産所1カ所、出生数は平成26年次統計で3,061人であるが、京都に隣接していることもあり、市内で出産する方は6~7割程度であったかと思う。妊婦健診を受けている方については、産む場所に困るということはない。

Q. 産後ケア事業への申し込みや問い合わせがあったうち、どの程度が実際に利用しているのか。また、ベッドの空きなどの調整は市が行うとのことだが、どの程度希望に沿っているのか。

A. 希望をされれば全ての方にサービスは提供できる状態となっている。

Q. 空き状況の関係で、希望した機関に入れられないこともあるか。

A. そういったこともあるが、別の機関をご案内することができるようになっている。

Q. 実施機関にはサービスのための場所が元々確保されているのか。

A. 空きベッドを使うということが前提である。この事業のために部屋を用意することは医療法上不可能であることもあり、専用スタッフや専用施設を設けるのではなく、空きベッドを利用している。また、個室の空きを解消するという目的もあって協力してくれる機関もあった。

Q. 5%の方は妊娠届出が遅れてしまうという話であったが、この方たちを掬うための取り組みは何かされているか。

A. 届出が遅れてしまう方は、病院にも行っていないため、把握ができない。民生委員との連携などは行っているが、届出が遅かったとしても、届出をした時点から密な支援を行っていくという方針を取っている。

Q. サービスを受けるにあたり、利用者の負担もあるとのことだが、市の持ち出しはどの程度か。また、初年度の予算額はどの程度か。

A. ショートステイでは1泊につき2万8,000円に消費税を加えた3万240円から自己負担額5,600円を差し引いた2万4,640円を委託料として医療機関に支

払う。デイサービスでは、1万4,000円に消費税を加えた1万5,120円から自己負担2,800円を差し引いた1万2,320円を医療機関に支払っている。なお多胎児の場合はこれに加え、ショートステイでは4,200円、デイサービスでは2,100円に消費税を加算して医療機関に支払うこととなっている。

全国的にも少ない取り組みであったため、予算編成が難しい部分があった。世田谷区では億単位であるとのことであったが、妊婦の約11%が平均で4泊程度利用していたことから、市では5%程度を見込んで予算化した。

- Q. まずはベッドを確保しなければならないが、産科のない病院ではできないか。
- A. 国の要綱の中では、ショートステイを行う場合には助産師、保健師または看護師が24時間常駐できればよいとされており、看護師がいればできることになるが、それだけではどこまでニーズに対応できるかという部分はある。また、感染症の問題については、事業立ち上げ時の大きな課題の1つであり、医療機関側もかなり懸念していた部分である。基本は母子同室で、新生児用の部屋では事業を行わない、病棟に入る前に問診を受けるなどのルールを決め、感染症が疑われる場合には利用ができない、利用中であっても中止するなどの対応を取るなど、病院との協議を行った。

- Q. 国からの補助金は出ているのか。
- A. 平成27年度については、事業費の2分の1に対し補助金が出る。

- Q. 訪問でのケアもあるのか。
- A. 産後ケア事業としての位置づけではないが、必要時に保健師や助産師による家庭訪問を行っている。また、多胎児支援事業としての派遣も行っている。

5 所感

(1) 広島県呉市

地域総合チーム医療の推進に取り組み、国民健康保険の健全運営だけではなく市民の健康ということにも留意し、きめ細かく取り組んでいる点は、大変に参考になりました。

(2) 大阪府豊中市

豊中市とキャリアブリッジにより青年の家いぶき内で行われている取り組みでは、働くことや自立について悩みを抱える若者やその家族にとって、ワンストップで必要な支援が受けられるこの取り組みに真剣に努力していることが伺えました。

(3) 大阪府吹田市

吹田市のこども発達支援センターでは、それぞれの子どもに応じた福祉的、教育的及び医療的側面からの総合的な援助、保護者への支援、施設整備及び運用についても長期的視点に立って取り組んでおり、またその施設について実際に見学することがで

き、充実した視察となりました。

(4) 大阪府枚方市

産後ケア事業「産後ママ安心ケアサービス」は、国の「妊娠・出産包括支援モデル事業」を活用した事業であり、産後のショートステイとデイサービス事業という先進的な取り組みをされていることに感銘しました。特に母子保健コーディネーターの重要性についても大変に参考になりました。